



疑義照会簡略化プロトコル合意書

高松赤十字病院と、一般社団法人 香川県薬剤師会は、院外処方箋（麻薬、抗悪性腫瘍剤を除く）に関わる薬剤師法第 23 条、第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないよう、十分に説明の上、同意を得てから行うものとする。

また、合意内容の変更については随時協議を行うものとする。

記

1. 疑義照会不要項目に該当するものについて疑義照会を不要とする。
(詳細は別紙)
2. プロトコル適用後、保険薬局は変更内容を「疑義照会連絡票」(別紙)に記入し FAX にて報告する。
宛先：087-831-6798 (高松赤十字病院 薬剤部)
3. 即時性は低いが処方医への情報提供が望ましい場合は、「服薬情報提供書 (トレーシングレポート)」に記入し、FAX にて報告する。
宛先：087-831-6798 (高松赤十字病院 薬剤部)
4. 銘柄名処方及び一般名処方を後発品に変更した場合の FAX による処方医への情報提供は不要とする。

令和 5 年 12 月 9 日

香川県高松市番町 4 丁目 1 番 3 号
高松赤十字病院病院長

西村 和修



香川県高松市亀岡町 9 番 20 号
一般社団法人 香川県薬剤師会会長

久間 一徳

